

「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」の とりまとめについて

本会の小動物臨床部会常設委員会である小動物臨床委員会（大林清幸委員長）では、小動物診療分野における遠隔（オンライン）診療の実施に際しての基本的な考え方を取りまとめ、地方獣医師会に通知するとともに公表した。内容は以下のとおり。

4日獣発第97号
令和4年7月1日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

小動物診療における遠隔診療ガイドラインについて

オンラインを用いた遠隔診療について、人の医療分野においては、平成30年3月に厚生労働省から「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定・公表された後、令和4年1月に同指針の一部が改正され、「かかりつけの医師」が行う場合など一定の条件が満たされれば、初診から遠隔診療が実施できることとされています。

一方、獣医療領域においては、令和3年3月に養殖魚における迅速かつ適正な遠隔診療の積極的な活用を促す「魚病対策の的確な実施に向けた取組等について」（令和3年3月26日付け2消安第6383号農林水産省消費・安全局長通知、令和3年4月22日付け3日獣発第25号により通知済）及び「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について」（令和3年3月26日付け2消安第6384号農林水産省消費・安全局長通知、令和3年4月22日3日獣発第26号により通知済）が発出されるとともに、畜産分野についても令和3年12月に「家畜における遠隔診療の積極的な活用について」（令和3年12月15日付け3消安第4800号農林水産省消費・安全局長通知、令和4年1月12日付け3日獣発第275号により通知済）が発出されたところです。

これらの対応を受け、小動物診療分野においても、法令を遵守する中での適切な遠隔診療について運用ルールの整備が求められていることから、日本獣医師会小動物臨床部会において「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」について検討し、別添のとおりとりまとめました。本指針にお

いては、遠隔診療について原則初診は対面診療としているものの、「かかりつけ獣医師」が一定の条件を満たして行うのであれば初診から遠隔診療を行えるとしていますが、遠隔診療の責任は獣医師にあり、十分なエビデンスに基づく診療が求められることにご留意いただき、適切な小動物獣医療の提供に引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【別 添】

愛玩動物における遠隔診療の適切な 実施に関する指針

令和4年6月
(公社)日本獣医師会

1 獣医療の遠隔診療を取り巻く環境

近年、情報通信機器は、その技術の飛躍的な進展とともに、急速な普及が進んでいます。

ヒトの医療では、平成30年に厚生労働省によって「遠隔診療の適切な実施に関する指針」が策定され、臨床の現場での遠隔診療の活用の基準が明確になりました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年4月10日に「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が発出され、時限的に初診での遠隔診療が解禁されました。令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画では、初診での遠隔診療の恒久化の内容を具体化し、実施に向けて取り組むとされています。

一方、獣医療領域においては、令和3年3月に養殖魚における迅速かつ適正な遠隔診療の積極的な活用を促す「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について」（局長通知）と「魚病対策の的確な実施に向けた取組等について」（局長通知）が発出され、畜産についても、令和3年12月15日、「家畜における遠隔診療の積極的な活

用について」(局長通知)が発出されました。

産業動物診療分野におけるこれらの対応を受け、小動物診療分野においても、法令を遵守する中での適切な遠隔診療についての運用ルールの整備が求められています。

情報通信機器を用いた診療は、遠隔地や離島のみならず、獣医師や動物病院が不足する地域や日中に来院できない飼育者などにとっても有用で、愛玩動物の治療の選択肢を広げることになります。また、情報通信技術の進展に伴い、情報通信機器を用いた診療が一層進んでいき、適切な情報を愛玩動物の飼育者に届けるといった動物病院の機能を強化する可能性もあります。同時に、動物病院にとっても、遠隔診療を活用することで、診療効率が上がり、かつ対面診療と組み合わせた多様な診療方法を採用することが可能となります。

本指針は、こうした観点から、小動物診療分野における遠隔診療に関して、遵守すべき事項及び推奨される事項並びにその考え方を示し、安全性・有効性・必要性の観点から、獣医師及び愛玩動物の飼育者が安心できる適切な遠隔診療の推進に資することを目的に策定するものです。

2 本指針の関係法令等

(1) 飼育動物診療業務の制限

ア 獣医師法(昭和24年法律第186号)(抄)

第17条 獣医師でなければ、飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要のあるものとして政令で定めるもの(オウム科、カエデチヨウ科及びアトリ科全種)に限る)の診療を業務としてはならない。

第27条 次の各号の1に該当する者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

- 1 第17条の規定に違反して獣医師でなくて飼育動物の診療を業務とした者
- 2 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者

(2) 無診察処方等の禁止

ア 獣医師法(抄)

第18条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品(略)の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検

案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

イ 獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について(平成4年9月1日付け4畜第2259号各都道府県知事あて農林水産省畜産局長通知)

獣医師法第18条の診察とは、獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しう程度の行為をいい、獣医師が自ら定期的に巡回する等して常に当該農場の飼育動物の健康状態を把握している場合等において飼育者から病状の聴取等をもって行うものも含まれる。

ウ 要指示医薬品の投与及び処方に当たっての注意事項について(平成19年12月19日付け19消安10237号都道府県畜産主務部長あて農林水産省消費・安全局長通知)

獣医師法第18条に規定する「診察」とは、触診、聴診、打診、問診、望診その他手段のいかに問わないが、現代の獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しう程度の行為でなければならないと解しているため、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わずに、電話、FAX等により、当該家畜の症状等を飼育者等から聞き取るのみでは、要指示医薬品を使用することが不可欠な症状であるかどうかを的確に把握し、正しい診断を下すことは通常は困難であると考えられる。したがって、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わず、要指示医薬品を処方することは、一般的には獣医師法第18条の規定に違反するものである。

(3) 初診での遠隔診療について

ア 家畜における遠隔診療の積極的な活用について(令和3年12月15日付け3消安第4800号各都道府県知事あて農林水産省消費・安全局長通知)

家畜の遠隔診療については、迅速かつ的確な診療を実現するために、飼育者から病状の聴取等をもって行う診察が行われてきたところであるが、産業動物獣医師の偏在や情報通信機器の高度化、普及等も踏まえ、遠隔診療の適時・適切な活用を推進することが重要となっている。

(1) 家畜の遠隔診療の積極的活用における留意事項

- ①畜産農家では、飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の定期的な指導を受けていることに鑑み、群の一部に対面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む）が可能であること。
- ②ただし、家畜伝染病等が疑われる場合、正確な診断のため触診を要する場合、畜産農家の情報通信機器の扱いが不慣れであり、正確な情報が得られない場合等、遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、対面での診察への切り替えや、管内の家畜保健衛生所等への連絡を行うこと。

(2) その他の留意事項

- ①より適切かつ安全に遠隔診療を実施するため、遠隔診療を行う獣医師は、送付された検体の検査、より高度で情報量の多い情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を入手すること。
- ②家畜への過剰投薬の防止等の観点から、地域の家畜保健衛生所の家畜防疫員及び飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有し、連携して慎重使用の推進を図ること。

（家畜における遠隔診療の積極的な活用について（令和3年12月15日付け3消安第4800号各都道府県知事あて農林水産省消費・安全局長通知）から引用）

(4) 無許可販売の禁止

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

第14条 医薬品（農林水産大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く）、医薬部外品（農林水産大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く）又は厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての農林水産大臣の承認を受けなければならない。

第23条の25 再生医療等製品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての農林水産大臣の承認を受けなければならない。

第24条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む、

以下同じ）してはならない。ただし、医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の読み替えを適用

3 本指針に用いられる用語の定義

本指針において用いられる用語の定義は、獣医師法及び獣医療法（平成4年法律第46号）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

(1) 遠隔獣医療

電話、パソコンを始めとする情報通信機器を活用した飼育動物（獣医師法第17条に規定する飼育動物の中の特に犬及び猫をいう。以下同じ）に係る保健衛生の向上及び獣医療に関する行為をいう。

(2) 遠隔診療

遠隔獣医療のうち、獣医師—飼育者—飼育動物間において、情報通信機器を通じて、飼育動物の診察及び診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムに行う行為。離島、へき地等の遠隔地に所在する場合、通信環境が整っておらずリアルタイムで遠隔診療を実施できない場合及び夜間救急時には、録画動画、写真、文字等による情報のやり取りにより実施することも認められる。ただし、文字、写真録画動画等のみのやり取りで完結してはならず、必ずその後リアルタイムによる情報のやり取りを行い、情報を補完する必要がある。遠隔診療によって適切な診断をするために必要な情報が得られないと獣医師が判断した場合は、獣医師は飼育者に、直接対面による診察を受けるように指示しなければならない。

(3) 初診

同一の飼育動物診療施設において初めて受診する場合またはこれまで受診していた疾患とは異なる新たな症状、疾患等（すでに診断されている疾患から予測されるものを除く）について受診する場合をいう。すでに診断を受けた疾患について二度目以降に受診をする場合は「初診」に該当しないが、疾患が治癒ないし治療が途中で長期間中断した後、再度同

一疾患で受診する場合は「初診」に該当する。ただし、他の飼育動物診療施設において受診したことのある症状、疾患等であっても、当該飼育動物診療施設において初めて診療する場合は初診に該当する。

(4) かかりつけ獣医師

当該飼育動物及びその飼育者が定期的に対面で受診している等直接的な関係があり、日頃から当該飼育動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握している獣医師のこと。

(5) 直接の対面診療

通院、訪問等により獣医師が直接診療対象の飼育動物に対して行う診療行為。

(6) 診療

飼育動物の疾病についての診察、診断、治療その他の獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ、飼育動物に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある一切の行為をいう。

(7) 診断

一般的に、「獣医師が診察の対象である動物の疾病について診察の結果、その獣医学的断定をする行為」であり、疾患の名称、原因、現在の病状、今後の病状の予測、治療方針等について主体的に判断を行い、これを伝達する行為をいう。

(8) 処方

獣医師は、自ら診察しないで薬の処方をする事はできない。要指示医薬品や人用医薬品などを適応外使用するために飼育者にその医薬品を交付するには、獣医師による「処方」が必要となる。要指示医薬品以外の医薬品については、飼育者に対して「販売」を行うことは可能だが、薬局開設者または医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ飼育者に直接医薬品の販売を行うことはできない。

4 遠隔診療の実施にあたっての基本理念

遠隔診療は、①飼育動物の日常生活の情報も得ることにより、獣医療の質のさらなる向上に結び付けていくこと、②獣医療を必要とする飼育者に対して、獣医療に対するアクセシビリティ（アクセスの容易性）を確保し、よりよい獣医療を得られる機会を増やすこと、③飼育者が治療に能動的に参画することにより、治療の効果を最大化することを目的として行われるべきものである。

獣医師及び飼育者は、以上を念頭に置くととも

に、特に獣医師については、以下に示す基本理念にしたがって遠隔診療を提供すべきである。

(1) 獣医師—飼育者関係と守秘義務

獣医師—飼育者間の関係において、診療に当たり、獣医師が飼育者から飼育動物についての必要な情報の提供を求めたり、飼育者が獣医師の治療方針へ合意したりする際には、相互の信頼が必要となる。

このため、日頃より直接の対面診療を重ねている等、遠隔診療は獣医師と飼育者とその飼育動物に直接的な関係がすでに存在する場合に限って利用されることが基本であり、原則として初診は対面診療で行い、その後も同一の獣医師による対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。

(2) 獣医師の責任

遠隔診療により獣医師が行う診療行為の責任については、原則として当該獣医師が責任を負う。

このため、獣医師は遠隔診療で十分な情報を得られているか、その情報で適切な診断ができるか等について、慎重に判断し、遠隔診療による診療が適切でない場合には、速やかに遠隔診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。

また、獣医師は飼育者の飼育動物の獣医療情報が漏洩することや改ざんされることのないよう、情報通信並びに飼育者及び飼育動物の獣医療情報の保管について、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを確認しなければならない。

(3) 獣医療の質の確認並びに飼育者及び飼育動物の安全の確保

遠隔診療により行われる診療行為が安全で最善のものとなるよう、獣医師は自らが行った診療について、治療成績等の有効性の評価を定期的に行わなければならない。

また、飼育者の動物の急変などの緊急時等、遠隔診療の実施が適切でない状況になった場合においても、当該動物の安全が確保されるよう、獣医師は、必要な体制を確保しなければならない。

(4) 遠隔診療の限界などの正確な情報の提供

遠隔診療においては、対面診療に比べて得られる飼育動物の状態に関する情報が限定される。獣医師は、こうした遠隔診療による診療行為の限界等を正しく理解した上で、飼育者及びその家族等に対して、遠隔診療の利点や不利益等について、事前に説明を行わなければならない。

(5) 安全性や有効性のエビデンスに基づいた獣医療

適切な遠隔診療の普及のためには、その獣医療上の安全性・有効性・必要性が担保される必要があり、獣医師は安全性や有効性についてのエビデンスに基づいた獣医療を行うことが求められる。

また、遠隔診療は、対面診察に比べて得られる情報が少ないことから、医薬品の適応外使用など安全性の確立されていない獣医療を提供するべきではない。

(6) 飼育者の求めに基づく提供の徹底

遠隔診療は、飼育動物の飼育者がその利点及び不利益等について理解した上で、飼育者が求める場合に実施されるべきものであり、獣医師側の都合や研究目的で行ってはならない。

5 指針の具体的適用

本章においては、遠隔診療を実施するに当たり、「最低限遵守する事項」及び「推奨される事項」をその考え方とともに示す。

「最低限遵守すべき事項」として掲げる事項は、遠隔診療の安全性を担保し、診療として有効な問診、診断等が行われるために必要なものである。このため、「最低限遵守すべき事項」として掲げる事項を遵守して遠隔診療を行う場合には、獣医師法第18条の規定に抵触するものではないと考える。

(1) 遠隔診療の提供に関する事項

ア 獣医師及び飼育者間での合意

(ア) 考 え 方

遠隔診療においては、飼育者が獣医師に対して、飼育動物の状態に関する情報を伝えることとなることから、遠隔診療は、獣医師及び飼育者間で相互に信頼関係を構築したうえで、双方の合意に基づき実施される必要がある。また、遠隔診療は、獣医師側の都合で行うものではなく、原則として飼育者側の求めにより行われるべきものである。

さらに、獣医師及び飼育者間には獣医学的知識等に差があることから、遠隔診療の利点や不利益等について獣医師から飼育者に対して十分な情報を提供し、飼育者の合意を得ることを徹底したうえで、獣医師が適切に遠隔診療の適用の可否を含めた獣医学的判断を行うべきである。

なお、獣医師が飼育者の求めに応じて遠隔診療を実施した場合であっても、当該遠隔診療により診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わずに直接対面での診療を促すまたは他の診療可能な飼育動物診療施設を紹介する行為は、獣医師法第19条第1項に規定する応召

義務にただちに違反するものではない。

(イ) 最低限遵守する事項

a 遠隔診療を実施する際は、遠隔診療を実施する旨について、獣医師と飼育者との間で合意がある場合に行うこと。

b aの合意を行うに当たっては、獣医師は、飼育者が遠隔診療を希望する旨を明示的に確認するとともに、以下の事項について飼育者にあらかじめ説明を行うこと。また、その合意内容は獣医師法第21条第1項に規定する診療簿（以下「診療簿」という）に記録すること。なお、緊急時にやむを得ず遠隔診療を実施する場合であって、ただちに説明等を行うことができないときは、説明可能となった時点において速やかに説明を行うこと。

(a) 触診等を行うことができない等の理由により、遠隔診療で得られる情報は限られることから、直接の対面診療を組み合わせる必要があること。

(b) 情報通信機器の操作方法の習熟度により、遠隔診療で得られる情報の質や量が変わることから、事前に操作方法を指導する必要があること。

(c) 遠隔診療を実施する都度、獣医師が遠隔診療の実施の可否を判断すること。

(d) 遠隔診療の実施方法（使用する情報通信機器等）

(e) 情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティリスクに関する責任の範囲等の明示

(f) 映像や音声等を、獣医師側または飼育者側端末に保存する場合には、それらの情報が診療以外の目的に使用され、飼育者または獣医師が不利益を被ることを防ぐ観点から、事前に獣医師－飼育者間で、映像や音声等の保存の要否や保存端末等の取り決めを明確にすること。

(g) その他遠隔診療を行う上であらかじめ明確にしておくべき事項

c 獣医師は、遠隔診療においてもインフォームドコンセントを適切に行うとともに、獣医学的な観点から遠隔診療を行うことが適切でないと判断した場合は遠隔診療を中止し、速やかに適切な直接の対面診療を行う、または他の診療可能な飼育動物診療施設を紹介するといった対応を行うこと。

イ 適用対象

(ア) 考 え 方

獣医療においては、人とは異なり飼育動物から

直接症状に関する情報を得ることができず、飼育者の日頃の観察による稟告を基に診療を進めていくこととなる。よって、獣医療における遠隔診療では、

- a 情報通信機器を介することにより、飼育者または飼育動物から得られる情報が人の場合と比しても限られる中で、可能な限り、疾病の見落としや誤診を防ぐ必要があること
 - b 愛玩動物は品種が多く疾病の種類が多岐に渡ること等から、遠隔診療では獣医師が診断するために十分な情報及び臨床所見を十分に収集しきれない場合が多いこと
 - c 遠隔診療の実施は、飼育者から飼育動物の状態に関する適切な情報を得るために、日頃から直接の対面診療を重ねるなど、獣医師及び飼育者間で信頼関係を築いておく必要があること
 - d 獣医療過誤を防ぐためにも、遠隔診療は「かかりつけ獣医師」のみが可能であるとともに、初診については原則として直接の対面で行うべきである。また、遠隔診療の開始後であっても、遠隔診療の実施が望ましくないと判断される場合については対面による診療を行うべきである。ただし、次の(イ)の条件下においては初診時でも遠隔診療を行うことは許容される。
- (イ) 最低限遵守すべき事項
- a 直接の対面診察と同等ではないが、代替し得る程度の飼育動物についての有用な情報を得よう努める必要がある。
 - b 原則として、初診は、直接の対面による診療を行うべきである。ただし、飼育動物がただちに適切な獣医療を受けられない状況にある場合であって、「かかりつけ獣医師」が飼育動物のために速やかに遠隔診療による診療を行う必要があると認めるときは、遠隔診療を行う必要性、有効性及びそのリスクを踏まえた上で、獣医師の判断と飼育者の同意の下、初診であっても遠隔診療は許容される。なお、この場合であっても、原則として遠隔診療の後に、直接の対面診療により経過の確認を行うべきである。
 - c 「かかりつけ獣医師」が飼育者といえる場合の遠隔診療 (Vet to Client with Vet, 以下「V to C with V」という) において、情報通信機器を通じて診療を行う獣医師は、飼育者といえる獣医師から十分な情報が提供されている場合は、初診であっても遠隔診療を行うこと

が可能である。

- d 離島、へき地等の遠隔地に立地している場合、夜間・休日であり飼育動物が迅速に適切な診療を受けられない状況にある場合等の来院が困難な場合において、飼育動物のために緊急性をもって直ちに診療を行う必要性が認められるときは、初診から遠隔診療を行うことは可能である。
 - e 遠隔診療を実施した際には、診療簿に、通常の診療記載項目に加えて、遠隔診療を実施したこと、実施した日時 (開始時間、終了時間)、通話合計時間、通信手段を記載する。
 - f 遠隔診療は、初診を直接対面で診療した獣医師が行うことを原則とするが、以下の (a) から (c) までの全てを満たす場合は、診療に関与する特定の複数獣医師 (以下「特定複数獣医師」という) の全ての者により直接の対面診療が行われていなくても、初診でないものとして、特定複数獣医師が交替で遠隔診療を行うこととして差し支えない。
- (a) これら特定複数獣医師は、主として同一の飼育動物診療施設の開設の場所において診療に携わっており、一体的に診療に関与し、診療対象となる飼育動物の健康状態や過去の罹患歴について、診療簿により容易に共有・確認できる環境にあること。
- (b) 遠隔診療から直接の対面診療への切り替えが必要とされた場合、速やかに直接の対面診療が可能となる体制が整備されていること。
- (c) 遠隔診療の内容、診断の結果等に関しては、実際に遠隔診療を行った獣医師のみならず、特定複数獣医師が所属する組織等がその責を負う体制が整っていること。
- (ウ) 推奨される事項
- a 診療時の写真、データ等、遠隔診療にて診断を下した根拠を示す資料を診療簿とあわせて保存することが望ましい。
 - b 飼育動物の状態を正確に把握するために、飼育者に問診票を事前に配布し、稟告や問診の際に問診票に基づいて飼育動物の状態に関する情報を聞き取ることが望ましい。
 - c 飼育動物の健康状態に関する情報の伝達に困難がある飼育者については、伝達できる情報が限定される遠隔診療の適用を慎重に判断すべきである。
 - d 遠隔診療は、対面診療と比較して得られる対象動物の情報が少なくなるため、診療の質の担保のために遠隔診療に従事する者は、飼

育動物診療施設での診療または往診での診療業務の実務を通算で3年以上経験しており、さらに現在も診療業務を週2日以上主な業務としている獣医師が望ましい。

- e 遠隔診療を実施する前に、直接の対面で、実際に使用する情報通信機器を用いた試験を実施し、情報通信機器を通して得られる画像の色彩や動作等について確認しておくことが望ましい。

ウ 本人確認

(ア) 考え方

遠隔診療において、飼育者が獣医師に対して飼育動物の状態に関する情報を伝えるに当たっては、獣医師のなりすましによる不適切な獣医療の防止及び飼育者や飼育動物のなりすましによる薬剤の不正入手防止等の観点から、獣医師は自らが獣医師であること、飼育者は自らが飼育する飼育動物が遠隔診療の実施対象である飼育動物であることを、それぞれ相手に示す必要がある。また、遠隔診療であっても、姓名を名乗ってもらうなどの飼育者情報を、直接の対面診療と同様に行うことが望ましい。

(イ) 最低限順守すべき事項

- a 獣医師は、遠隔診療を行うに当たっては、飼育者の求めに応じていつでも獣医師免許証及び顔写真入り身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示できるようにするなど、あらかじめ獣医師である旨を含み自己の身分、氏名等を明示すること。ただし、「かかりつけ獣医師」が遠隔診療をする場合など、社会通念上、当然に獣医師であることが認識できる状況である場合はこの限りでない。
- b 獣医師は、飼育動物の個体確認について、当該動物の種類、外観的特徴の目視、マイクロチップ番号等のデータの照合等によって行うこと。
- c 緊急時などに獣医師または飼育者が身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、獣医師と飼育者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行うこと。ただし、社会通念上、当然に獣医師または飼育者本人であると認識できる状況である場合には、診療の都度本人確認を行う必要はない。

エ 薬剤の処方及び管理

(ア) 考え方

医薬品の使用は多くの場合副作用のリスクを伴うものであり、その処方については、効能・

効果と副作用のリスクを考慮して判断する必要がある。このため、獣医師は、医薬品を処方する前に、飼育動物の状態等を十分評価する必要がある。

(イ) 最低限順守すべき事項

- a 獣医師は、遠隔診療において医薬品を処方することが想定される場合には、飼育者に対して処方する可能性のある医薬品の管理、投与方法、副作用等による症状、獣医師の指示を確実に遵守すること等について事前に十分な指導を行うこと。
- b 新たな症状、疾患に対しての医薬品の処方は「初診」として扱い、原則として直接の対面診療に基づき行うこと。ただし、離島、へき地等の遠隔地に飼育者及び飼育動物が所在するなど、速やかな直接の対面診療が困難である場合、発症が容易に予測される症状の変化に対応するために医薬品を処方することは認められる。
- c 医薬品を処方する場合には、診断結果及び獣医学的判断に基づき、過量処方とならないよう適切な容量及び日数で処方すること。
- d 重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の飼育動物の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければならない。
- e 獣医師は、飼育者に対し、飼育動物が現在服薬している医薬品を確認しなければならない。この場合、飼育者は獣医師に対し正確な申告を行うべきである。

(ウ) 初診時に遠隔診療を実施する場合に遵守する事項

- a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の承認を与えられた動物用医薬品または第23条の25第1項の承認を与えられた動物用再生医療等製品（以下「動物用医薬品等」という）以外の医薬品の処方を行ってはならない。
- b 麻薬及び向精神薬等、特に安全管理が必要な医薬品の処方をしてはならない。
- c 動物用医薬品等であっても効能外処方は行ってはならない。
- d 処方日数は7日間（医薬品の添付文書に投与間隔が8日以上と記載されているものは処方してはならない）を上限とし、それで症状

が改善しなければ直接対面での診療を促すまたは他の診療可能な飼育動物診療施設を紹介する。

- e 指示書等の発行をする場合にあっては、dの処方日数の指示を上限とし、a及びbを遵守すること。

(2) 遠隔診療の提供体制に関する事項

ア 獣医師の所在

(ア) 考え方

- a 獣医師は、原則として動物診療施設において遠隔診療を行うこと。
- b やむを得ない事情により動物診療施設以外の場所で遠隔診療を行う場合には、以下の事項に留意すること。
 - (a) 診療の質を確保する観点から、飼育動物診療施設に居る場合と同等程度に飼育動物の状態に関する情報を得られる体制を確保しておくべきである。
 - (b) 飼育者がやむを得ないものとして同意した場合を除き、公衆の場や騒音のある場所等、飼育動物の状態に関する情報を得るのに不適切な場所で行うべきではない。
 - (c) 遠隔診療を行う獣医師は、動物診療施設の開設者または動物診療施設と直接的雇用関係にある所属獣医師に限られる。

(イ) 最低限遵守すべき事項

- a 遠隔診療を実施する獣医師は、獣医療法第3条に基づき届出がなされた飼育動物診療施設に所属し、その所属先を明らかにしておくこと。
- b 獣医師は、騒音により音声聞き取れない、ネットワークが不安定であり動画が途切れる等、遠隔診療を行うに当たり適切な判断を害する場所で遠隔診療を行ってはならない。
- c 遠隔診療を行う際は、診療簿等に基づき、過去の飼育動物の状態を把握しながら診療すること等により、飼育動物診療施設に居る場合と同等程度に飼育動物の状態に関する情報を得られる体制を整えなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。
- d プライバシー保護の観点から、獣医師は物理的に外部から隔離される空間において遠隔診療を行わなければならない。

(ウ) 推奨される事項

- a 遠隔診療を行う獣医師は、(イ)のaの飼育動物診療施設に容易にアクセスできるよう

努めることが望ましい。

イ 愛玩動物看護師が飼育者と飼育動物に対面している場合

(ア) 考え方

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）の施行に向けた必要な事項について検討が行われた愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の報告書において、愛玩動物看護師が診療の補助を行う際の獣医師の指示については、獣医師の個別具体的指示を基本とし、予め、獣医師による診療計画が立てられている場合や心肺蘇生措置等が必要な場合等については、獣医師の個別具体的指示を求めないこととされている。今後、愛玩動物看護師が飼育者と飼育動物に対面している場合の遠隔診療（以下「V to C with VN」という）においては、飼育者の同意の下、獣医師は診療の補助行為を愛玩動物看護師に指示することにより、予測された範囲内における治療行為や予測されていない新たな症状等に対する検査が愛玩動物看護師を介して可能となることが期待される。

V to C with VNにおいても、(1)のエの(イ)の「最低限遵守すべき事項」、(ウ)の「初診時に実施する場合に遵守する事項」等に則った診療を行う必要がある。

(イ) 留意すべき事項（愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書を踏まえ、想定される留意すべき事項）

- a 獣医師は、その指示による診療の補助行為の内容について予め診療計画に定め、愛玩動物看護師は診療計画に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行うこと。
- b 遠隔診療を行った際に、予測されていない新たな症状等が生じた場合において、獣医師が愛玩動物看護師に対し、診断の補助となり得る追加的な検査を指示することは可能である。ただし、その検査結果等を踏まえ、新たな疾患の診断や当該疾患の治療等を行う場合は、「初診」として対応を行い、(1)のエの(イ)の「最低限遵守すべき事項」、(ウ)の「初診時に遠隔診療を実施する場合に遵守する事項」等に則った診療を行うこと。
- c V to C with VNを行う場合は、原則として、愛玩動物看護師と獣医師は同一の飼育動物診療施設に所属し、愛玩動物看護師はその獣医師から訪問看護の指示を受けていること。

ウ 通信環境

(ア) 考え方

遠隔診療の実施に当たっては、利用する情報通信機器やクラウドサービスを含む遠隔診療システム（※1）及び汎用サービス（※2）等を適切に選択・使用するために、個人情報及びプライバシーの保護に最大限配慮するとともに、使用するシステムに伴うリスクを踏まえた対策を講じておくことが重要である。

※1 遠隔診療システムとは、遠隔診療で使用されることを念頭に作成された視覚及び聴覚を用いる情報通信機器のシステム

※2 汎用サービスとは、遠隔診療に限らず広く用いられるサービスであって、視覚及び聴覚を用いる情報通信機器のシステムを使用するもの

(イ) 獣医師が行うべき対策

獣医師は、遠隔診療に用いるシステムによって講じるべき対策が異なることを理解し、遠隔診療を計画する際には、飼育者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得なければならない。獣医師は、システムは適宜アップデートされ、リスクも変わり得ることなど、理解を深めるべきである。

a 共通事項

- (a) 遠隔診療を計画する際に、飼育者に対して使用する遠隔診療システムを示し、それに伴うセキュリティリスク等と対策及び責任の所在について飼育者に説明し、合意を得ること。
- (b) OSやソフトウェア等を適宜アップデートするとともに、必要に応じてセキュリティソフトをインストールすること。
- (c) 遠隔診療に用いるシステムを使用する際には、多要素認証を用いるのが望ましいこと。
- (d) 遠隔診療システムを用いる場合は、飼育者がいつでも獣医師の本人確認ができるように必要な情報を掲載すること。
- (e) 獣医師がいる空間に診療にかかわっていない者がいないこと、また、飼育者がいる空間に第三者がいないことを確認すること。ただし、飼育者がいる空間に家族等がいることを獣医師及び飼育者が同意している場合を除く。
- (f) プライバシーが保たれるように、飼育者側、獣医師側ともに録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないよう確認すること。
- (g) チャット機能やファイルの送付などを飼育者側に利用させる場合には、獣医師側（所属飼育動物診療施設等の獣医療従事者、スタッフ等を含む）から、セキュリティリスクを勘案したうえで、チャット機能やファイ

ルの送付などが可能な場合とその方法についてあらかじめ飼育者側に指示を行うこと。

b 獣医師が汎用サービスを用いる場合に特に留意すべき事項

獣医師が汎用サービスを用いる場合は、aに加えて下記の事項を実施すること。

- (a) 獣医師側から飼育者側につなげることを徹底すること（第三者が遠隔診療に参加することを防ぐため）。
 - (b) 汎用サービスのセキュリティポリシーを適宜確認し、その内容を飼育者に説明し、同意を得ること。
 - (c) 汎用サービスを用いる場合は、獣医師のなりすまし防止のために、社会通念上、当然に獣医師本人であると認識できる場合を除き、原則として、顔写真付きの「身分証明書」（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等。ただし、マイナンバー、住所、本籍等に係る情報は含まない。以下同じ）または「獣医師免許証」を示すこと。
 - (d) 遠隔診療システムを用いる場合と異なり、個別の汎用サービスに内在するリスクを理解し、必要な対策を行う責任が専ら獣医師に発生するというを理解すること。
 - (e) 端末立ち上げ時、パスワード認証や生体認証などを用いて必ず操作者の認証を行うこと。
 - (f) 汎用サービスがアドレスリストなど端末内の他のデータと連結しない設定とすること。
- #### (ウ) 飼育者に実施を求めるべき内容

獣医師は遠隔診療を活用する際は、遠隔診療を行う際のセキュリティ及びプライバシーのリスクを説明し、特に下記が遵守されるようにしなければならない。また、飼育者側が負うべき責任があることを明示しなければならない。

a 共通事項

- (a) 使用するシステムに伴うリスクを把握すること。
- (b) 遠隔診療を行う際は、使用するアプリケーション、OSが適宜アップデートされることを確認すること。
- (c) 獣医師側の了解なくビデオ通話を録音、録画、撮影してはならないこと。
- (d) 獣医師のアカウント等情報を診療に関わりのない第三者に提供してはならないこと。
- (e) 獣医師との通信中は、第三者を参加させないこと。
- (f) 汎用サービスを使用する際は、飼育者側からは発信しないこと。

(3) 海外から国内の飼育動物に対する遠隔獣医療の実施または国内から国外の飼育動物に対する遠隔獣医療の実施に当たり遵守すべき事項

日本国内の飼育動物に対し遠隔診療を実施する場合には、遠隔診療を行う者は獣医師法、獣医療法を始めとする関係法令を遵守する必要がある。また、遠隔獣医療を実施するに当たっては、本指針を遵守しなければならない。さらに、飼育動物が海外に所在する場合には、当該動物が所在する国又は地域における法令等を遵守する必要がある。

6 今後の課題と検討事項

(1) 遠隔診療の実施に当たっては、獣医学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となる。このため、獣医師は、遠隔診療に責任を有する者として、有効な研修等を受講するなどにより、遠隔診療を実施

するために必須となる知識を習得することが望ましい。

(2) 遠隔診療による個体識別をより確実にするために、オンライン上でもマイクロチップなどを活用した個体識別の可能な体制の構築が必要である。

(3) 初診での遠隔診療の実施については、処方可能医薬品の規定の必要性についての議論が必要である。

(4) 遠隔診療の安全性や有効性等に関する情報は、個々の飼育動物診療施設で保有されるだけでなく、今後の遠隔診療の進展に向け社会全体で共有・分析されていくことが望ましい。そのためにも、獣医師は、カルテ等における記録において、日時や診療内容などについて可能な限り具体的な記載をするよう心掛けるとともに、遠隔診療である旨が容易に判別できるよう努めることが望まれる。